

2023 年度 消費生活アドバイザー資格試験 【国家資格】消費生活相談員資格試験を兼ねる 受験要項

消費生活アドバイザー資格試験は、消費生活相談員資格試験（国家資格）を兼ねて実施しています。本試験に合格すると、**消費生活アドバイザー資格と消費生活相談員資格（国家資格）の両方を取得することができます。**

消費生活アドバイザー資格試験合格者は、2022 年度までに累計約 19,000 名となりました。多くの企業や地方自治体、地域社会等の幅広い分野で活躍しています。

受験申請（Web 申請のみ）

2023 年 7 月 3 日（月）12:00 ～ 8 月 31 日（木）23:59

※本受験要項を最後までよく読み、記載内容に同意の上で申請を行ってください。

第 1 次試験（CBT 方式による択一および〇×式）

■ 日時

10 月 14 日（土）13:30 ～ 15:30

10 月 15 日（日）10:00 ～ 12:00

10 月 21 日（土）10:00 ～ 12:00

10 月 22 日（日）13:30 ～ 15:30

より 1 日程を選択

■ 試験地

47 都道府県

（空席のある会場から選択可）

第 2 次試験（筆記方式による論文・面接）

■ 日時

12 月 10 日（日）10:00 ～

■ 試験地

札幌・東京・名古屋・大阪・福岡

受験申請に関するお問合せ先

消費生活アドバイザー受験サポートセンター

電話番号：03-5209-0553（平日 10:00 ～ 17:00）

問合せフォーム URL：<https://hw.cbt-s.info/inquiry/user/inquiry/2>



登録試験機関 一般財団法人日本産業協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-1 島田ビル 3 階

電話番号：03-3256-7731（代表）

目次

1. 全体スケジュール	3
2. 試験の合格者が取得できる資格	4
3. 受験資格	4
4. 受験手数料	4
5. 試験範囲	4
6. 出題形式	5
7. 合否判定基準	5
8. 試験日時	6
9. 試験地および試験会場	6
10. 受験申請方法	7
11. 試験科目の一部免除（面接試験の免除）の申請	9
12. 受験申請後の申請内容の変更	10
13. 受験票について	10
14. 受験当日の持ち物	10
15. 結果発表	11
16. 資格の付与と資格証の交付	11
補足 1. 受験上の注意	12
補足 2. 消費生活アドバイザー資格試験におけるお客様対応専門員（CAP）資格の合否判定	13
補足 3. よくあるご質問	14

▶ 個人情報の取り扱い

受験申請時に提出いただいた個人情報は、「消費生活アドバイザー資格試験」実施の為、協会および試験実施に必要な業務を委託する業者との間に限り共同使用します。なお、第2次試験合格者の個人情報（氏名、生年月日、住所）については、消費者安全法施行規則第8条の20に基づき、消費者庁に提出します。

▶ 身体に障害のある方で特別な配慮が必要となる場合について

身体の障害で、受験の際に特別な配慮（車椅子の使用等）が必要な場合には、必ず受験申請前に協会へ問合せ下さい。必要書類を提出いただく場合があります。また、ご要望に添えないこともございますのでご了承ください。

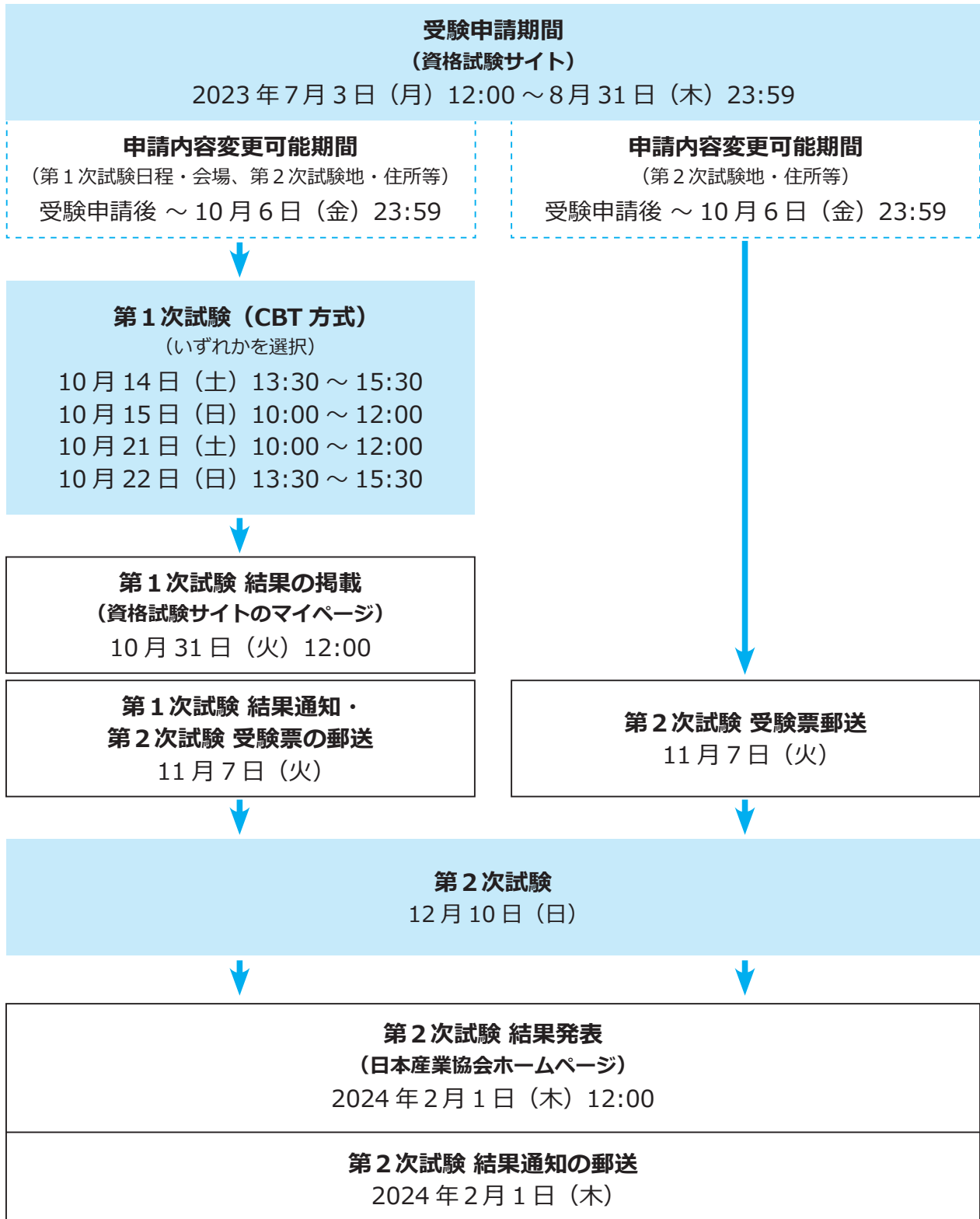
1 全体スケジュール

【通常受験者】

第1次試験から受験される方

【第1次試験免除者】

2022年度の第1次試験に合格し、第2次試験に不合格となった方（申請により第1次試験が免除されます）



2 試験の合格者が取得できる資格

(1) 消費生活アドバイザー資格（内閣総理大臣及び経済産業大臣事業認定資格）

合格後の登録申請に基づき資格を付与します（5年毎の更新制です）。

(2) 消費生活相談員資格（国家資格）

登録申請および更新はありません。

3 受験資格

受験資格条件はありません。

4 受験手数料

▶ 通常受験 16,500 円

▶ 第1次試験免除 13,200 円

- ・ いずれの受験も事務手数料として 374 円がかかります。また、銀行 ATM（Pay-easy）でのお支払いの場合、金融機関によっては別途、払込手数料が発生することがあります。
- ・ 大規模災害等の発生で試験が中止となった場合を除き、お支払い済みの受験手数料は返金いたしません。

5 試験範囲

<ol style="list-style-type: none">1. 消費者問題2. 消費者のための行政・法律知識<ol style="list-style-type: none">(1) 行政知識(2) 法律知識3. 消費者のための経済知識<ol style="list-style-type: none">(1) 経済一般と経済統計の知識(2) 企業経営一般知識(3) 金融の知識(4) 生活経済(5) 地球環境問題・エネルギー需給	<ol style="list-style-type: none">4. 生活基礎知識<ol style="list-style-type: none">(1) 医療と健康(2) 社会保険と福祉(3) 衣服と生活(4) 食生活と健康(5) 快適な住生活(6) 商品・サービスの品質と安全性(7) 広告と表示
---	---

- ・ 第1次試験問題の出題根拠となる法令等は 2023 年 4 月 1 日時点で施行されているものです。

6 出題形式

(1) 第1次試験（択一および〇×式）

CBT（Computer Based Testing）方式※により実施します。

択一および〇×式での出題、全30問（300点満点）となります。

※コンピューターが配置された試験会場で、コンピューターを使用して受験するシステム

(2) 第2次試験（論文・面接試験）

▶ 論文試験

筆記方式により実施します。試験当日、次のテーマの問題より1題を選択し論述(800字以内、答案用紙のサイズはA3)となります。

消費者問題 / 法律知識 / 企業経営一般知識

▶ 面接試験

面接委員による個人面接を行います。

7 合否判定基準

(1) 第1次試験（択一および〇×式）

原則として、正解率65%（195点）以上を合格の基準とします。

ただし、平均正解率の状況を勘案し、最終的には技能審査委員会において合格者を決定します。

(2) 第2次試験（論文・面接試験）

次のいずれの基準も満たした場合に合格とします。

▶ 論文試験

消費生活アドバイザー及び消費生活相談員として必要な、出題の理解力、課題の捉え方、表現力等の審査において、5段階評価（A～E）のC以上

▶ 面接試験

消費生活アドバイザー及び消費生活相談員として必要な、見識、相応しい態度、積極性、コミュニケーション能力等の審査において、面接委員の総合評価が3段階評価（A～C）のB以上

(注) 採点結果等についての問合せには一切応じられません。

8 試験日時

(1) 第1次試験（択一および〇×式）

以下日程のいずれかを選択

2023年10月14日（土）13:30～15:30

10月15日（日）10:00～12:00

10月21日（土）10:00～12:00

10月22日（日）13:30～15:30

試験問題は日程ごとに異なります。

(2) 第2次試験（論文・面接試験）

2023年12月10日（日）

自席着席時間	9:40
論文試験	10:00～11:00（60分）
面接試験	11:20～19:00の間に、個別面接を10分程度実施します。 ・面接試験の予定時刻（1時間単位）は、第2次試験受験票に記載します。 ・面接試験の予定時刻は変更できません。

9 試験地および試験会場

(1) 第1次試験（択一および〇×式）

試験地：47都道府県

試験会場：CBTソリューションズのホームページに掲載されているテストセンター

<https://cbs.com/examinee/testcenter/>

※このうち空席のある会場を選択

（会場の空き状況は日々変動します。申請後も10月6日までは何度でも変更可能です。）

(2) 第2次試験（論文・面接試験）

試験地：札幌、東京、名古屋、大阪、福岡

試験会場：決定次第、日本産業協会ホームページに掲載

10 受験申請方法

- ▶ **Webでの申請のみ**となります。
- ▶ **受験申請は1度のみ**となります。誤って重複して申請をした場合でも返金はいたしかねますので、ご注意ください。

パソコン、スマートフォン、タブレット等で協会ホームページから消費生活アドバイザー資格試験サイトにアクセスし、受験申請をしてください。

【協会ホームページ】 <https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/test.html>

本受験要項を最後までよく読み、記載内容に同意の上で申請を行ってください。



- ▶ **受験申請期間**

2023年7月3日（月）12:00～ 8月31日（木）23:59

- ・受験申請区分「通常受験」と「第1次試験免除」の受験申請期間は共通です。
- ・「第1次試験免除」で受験申請する場合は、「2022年度消費生活アドバイザー資格第2次試験結果通知」に記載の「第1次試験免除番号」（E 22 - 〇〇〇〇）が必要です。
- ・第2次試験のうち面接試験の免除希望者は、受験申請期間中に受験申請免除書類を別途郵送で提出してください（P.9の「11」参照）。
- ・**受験申請後、10月6日（金）までは第1次試験の試験日程、試験会場、第2次試験の受験地を変更することができます**（P.10の「12」参照）。

- ▶ **受験手数料の決済**

- ・受験手数料のお支払いには、クレジットカードまたはコンビニ/銀行ATM（Pay-easy）の方法があり、いずれも共通して事務手数料として374円がかかります（受験者負担）。また、銀行ATM（Pay-easy）でのお支払いの場合、金融機関によっては別途、払込手数料が発生することがあります（受験者負担）。
- ・コンビニ/銀行ATM（Pay-easy）を選択され、お支払期限（申請日より3日後）までにお支払いがない場合、当該受験申込は無効となります。申込締切日（8月31日（木））までに申請手続きをやり直してください。

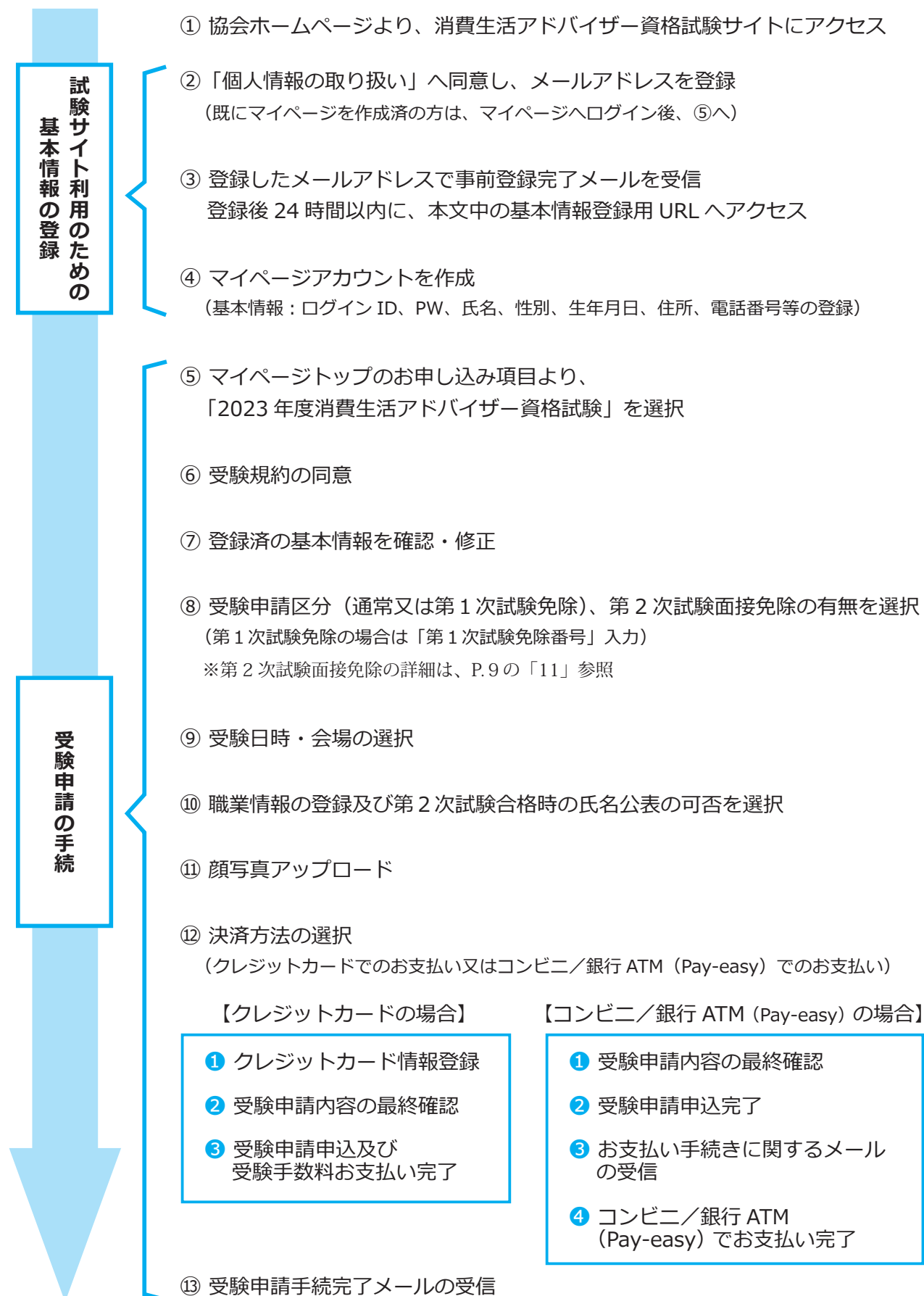
- ▶ **写真のアップロード**

- ・写真は、最近6か月以内に撮影した背景無地、単身、無帽、マスク非着用、正面向のものをアップロードしてください。アップロードできるファイル形式はJPG形式（.jpg）、ファイルサイズの上限は5MBとなります。サイト内で写真の編集（拡大・縮小、トリミング、回転）ができます。
- ・**ピントが外れている場合や背景に写り込みがある場合等は、写真の不備となり再提出が必要になります。不備と判断された場合には、受験サポートセンターより電話またはメールでご連絡します。受験申請期間内に再提出がない場合には、申請は受理されませんのでご注意ください。**

- ▶ **受験申請手続の完了**

- ・受験申請手続が完了すると、ご登録のメールアドレスに手続き完了のメール（@cbt-s.comのドメイン）が送られます。手続完了後は、受信の確認をしてください。
- ・**「通常受験」の場合も、第1次試験の受験票は郵送されません。**完了メールを保管しておいてください（受験当日にお持ちいただく必要はありません）。

▶ 受験申込みフローチャート



11 試験科目の一部免除（面接試験の免除）の申請

次の（1）または（2）に該当する場合、受験申請時に必要書類を提出し、第2次試験（面接試験）の免除を受けることができます。免除希望者は、**Webでの受験申請完了後、画面から免除書類の郵送送付台紙をダウンロードし、免除にかかる証明書を添付して受験申請期間中に郵送で提出してください。**

（1）通常受験または第1次試験免除の受験申請者で、次の**いずれか**に該当する場合
（消費者安全法施行規則第8条の8第1項）

- ア. 受験申請書を提出する際現に、地方公共団体における消費生活相談の事務に従事している者
- イ. 受験申請書を提出する際現に、地方公共団体の消費生活相談員として任用されることが既に決まっている者
- ウ. 受験申請書提出日から遡って5年間において、地方公共団体の消費生活相談の事務に通算して1年以上従事していた者

▶ 申請時に別途必要となる書類（いずれか1枚）

在籍証明書 または **採用予定書** または **実務経験証明書**

- ・各様式は協会ホームページよりダウンロード（PDF）してください。
- ・当該書類の有効期限は作成日から2か月以内とします。

（2）通常受験または第1次試験免除の受験申請者で、次の**いずれにも**該当する場合
（消費者安全法施行規則第8条の8第2項）

- ア. 受験申請書を提出する際現に、消費生活アドバイザー資格、消費生活専門相談員資格、消費生活コンサルタント資格のいずれかの資格を有する者
- イ. 景表法等改正等法附則第3条第2項に規定する指定講習会の課程を修了した者

▶ 申請時に別途必要となる書類（2種）

3資格いずれかの資格証の写し と **指定講習会修了証の写し**

- ・指定講習会修了証は、2019年4月1日以降に証明されたものが有効です。

▶ 免除申請書の郵送先

〒101-0022

東京都千代田区神田練堀町3 AKSビル6階

株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズ

消費生活アドバイザー試験 受験サポートセンター 宛

12 受験申請後の申請内容の変更

(1) 第1次試験の日程・試験会場、第2次試験の受験地の変更

10月6日（金）までに限り、変更が可能です。資格試験サイト内のマイページから変更手続きを行ってください。

(2) 基本情報（氏名、住所、電話番号等）、職業情報の変更

氏名または職業情報の変更は、問合せフォームまたはお電話にて受験サポートセンターまでご連絡ください。その他の基本情報の変更は、10月6日（金）までは資格試験サイト内のマイページから、10月7日（土）以降は問合せフォームまたはお電話にて受験サポートセンターまでご連絡ください。

13 受験票について

(1) 第1次試験

受験票はありません。

(2) 第2次試験（第1次試験合格者・第1次試験免除者）の郵送

- ▶ 受験票郵送日（普通郵便・圧着ハガキ）：2023年11月7日（火）
- ▶ 受験票未到着お問合せ期間：2023年11月14日（火）～11月21日（火）

14 受験当日の持ち物

(1) 第1次試験

- ・運転免許証や社員証等の顔写真付身分証明書
（お持ちでない方は、健康保険証・マイナンバー通知カード等の証明書を2点）

(2) 第2次試験

- ・受験票
 - ・運転免許証や社員証等の顔写真付身分証明書（お持ちでない方は、健康保険証・マイナンバー通知カード等の証明書を2点）
 - ・筆記用具（HB以上の鉛筆・シャープペンシル、消しゴム）
- ※コロナウイルス感染状況等に鑑み、持ち物に変更になる場合があります。詳細は受験票でご確認ください。

15 結果発表

(1) 第1次試験

- ▶ 資格試験サイトのマイページへの結果掲載：2023年10月31日（火）12時
（申込時に作成したログインID、パスワードを使用して資格試験サイトにログインし、ご自身の結果を確認することができます。）
- ▶ 結果通知の郵送：2023年11月7日（火）
 - ・第1次試験の欠席者には通知しません。
 - ・合格者には、第2次試験受験票を併せて郵送します。

(2) 第2次試験

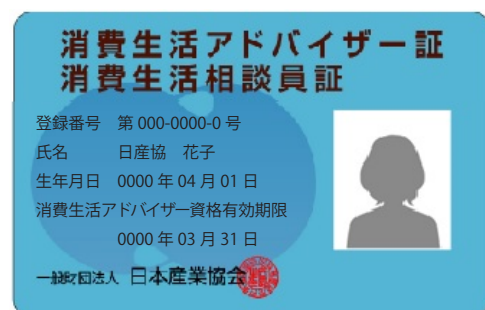
- ▶ 合格者氏名の掲載（協会ホームページ）：2024年2月1日（木）12時
- ▶ 資格試験サイトのマイページへの結果掲載：2024年2月1日（木）12時
（申込時に作成したログインID、パスワードを使用して資格試験サイトにログインし、ご自身の結果を確認することができます。）
- ▶ 結果通知の郵送：2024年2月1日（木）
 - ・第2次試験の欠席者にも通知します。
 - ・合格者には、合格証（A4サイズの厚紙）と共に消費生活アドバイザー資格登録手続のご案内書面を送付します。

(3) 試験問題および第1次試験の正答の公表

協会ホームページへの掲載：2024年2月1日（木）

16 資格の付与と資格証の交付

- ▶ 第2次試験合格者は、2024年2月16日（金）までの登録申請により、2024年4月1日より消費生活アドバイザー資格保有者となります（有効期限は2029年3月31日まで。以降、5年毎の更新）。資格登録者には、資格を証明する資格証を交付します。なお、当該資格証には、「消費生活相談員証」とも記載されます。
- ▶ 登録には、登録管理手数料として11,000円がかかります（お支払いに際しては、別途、事務手数料374円がかかります）。登録の詳細は、第2次試験合格者に郵送する結果通知（合格証）に同封する登録手続のご案内書面にてご案内します。



補足 1 受験上の注意

共通

- (1) 会場には駐車場はありません。電車、バス等の公共機関をご利用ください。
- (2) 試験開始後 30 分以降の遅刻は一切認められません。
- (3) 試験開始後 30 分間の退出はできません。
- (4) 試験中は試験監督員の指示に従ってください。
- (5) 試験中に不正行為をした者は、退場していただきます。また、秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者は、退場いただく場合があります。その場合、対象受験者に対する返金はいたしません。試験後に虚偽、不正の受験が発覚した場合には、受験を無効とします。
- (6) 合格認定後に虚偽、不正の受験が発覚した場合、合格認定を取り消します。
- (7) 試験を欠席する場合の連絡は不要です。

第 1 次試験

- (1) 受付での本人確認のため、運転免許証や社員証等の顔写真付身分証明書を必ずご持参ください。顔写真付身分証明書をお持ちでない方は、健康保険証・マイナンバー通知カード等の証明書を 2 点ご持参ください。
- (2) 試験会場には、試験開始時刻の 30 ～ 5 分前にお越しください。
- (3) 申請手続（または変更手続）の際に選択した試験会場以外では受験できません。
- (4) 複数回の受験をした場合には、不正行為とみなします。
- (5) 遅刻（30 分以内）をした場合には、会場の都合で試験正味時間が短くなることがあります。
- (6) スマートフォンやメモ帳、時計、私物の筆記用具等は所定のロッカーに収納等して頂きます。
- (7) 試験室への持ち込み用に、受付でメモ用紙と筆記用具をお渡しします。お渡ししたメモ用紙と筆記用具は試験終了後に受付で回収します。

第 2 次試験

- (1) 受験票に記載された試験会場以外では受験できません。
- (2) 試験会場への入室開始は、9:00 を予定しています。
- (3) 遅刻（30 分以内）をした場合でも、試験の終了時刻は延長されません。
- (4) 受験票をご持参ください。忘れた場合は、会場で申し出てください。本人確認後に再発行をいたします。
- (5) 試験中、受験票は机の上に置いてください。
- (6) 筆記用具は必ず HB 以上の鉛筆・シャープペンシル、消しゴムを使用してください。試験会場での筆記用具の貸し出しはありません。
- (7) 試験中は、筆記用具以外（電卓、参考書等）は使用できません。
- (8) 時計は計算・通信機能のないもので、音が出ないように設定したものに限り使用できます。
- (9) 試験中は、スマートフォン等の電源を必ずお切りください。また、時計としての使用はできません。
- (10) 試験中、写真照合のため、試験監督員が声をかけることがあります。
- (11) 試験会場に食堂はありません。持参した昼食は試験会場内で取ることができます。

補足 2 消費生活アドバイザー資格試験における お客様対応専門員 (CAP) 資格の合否判定

消費生活アドバイザー資格試験の第1次試験を受験いただくと、自動的にお客様対応専門員 (CAP) の合否判定が行われます。別途の受験申請および受験手数料のお支払いは必要ありません。

(1) お客様対応専門員 (CAP) とは

- ▶ お客様対応専門員 (CAP) は、日本産業協会が認定する、お客様相談に関する幅広い知識を評価する資格です。
- ▶ 2023年4月現在、2,500名を超える資格登録者がいます。
- ▶ 資格の詳細は協会ホームページ (<https://www.nissankyo.or.jp/cap/index.html>) をご覧ください。

(2) 判定対象となる範囲 (消費生活アドバイザー資格試験 第1次試験)

消費者問題

消費者のための行政・法律知識

(3) 合否判定基準

「(2) 判定対象となる範囲」において、所定の成績を合格の基準とします。消費生活アドバイザー資格試験 第1次試験の合否判定基準とは異なります。

(4) 結果通知

消費生活アドバイザー資格試験の第1次試験結果通知に、お客様対応専門員 (CAP) 資格試験の結果を併せて記載します (11月7日 (火) 郵送)。

(5) 資格登録手続き・登録証の交付

- ▶ 第1次試験結果発表から2024年2月16日 (金) までの期間、資格試験サイトで登録申請をすることができます。登録料は3,300円 (2025年度までの登録管理料を含む) となります。2026年度以降は、登録管理料として1年間分1,100円または3年間分3,300円が必要です。お支払いに際しては、別途、事務手数料374円がかかります。
- ▶ 登録受付後、お客様対応専門員 (CAP) 資格を証明する登録証を交付します。

補足3 よくあるご質問

Q. 消費生活アドバイザー受験のためのテキストはありますか。

A. 公式テキスト（4冊セットまたは1冊ごと）を当協会が毎年作成、販売しています。協会ホームページから販売サイトに進み、ご購入いただけます（書店では販売していません）。

▶ <https://www.nissankyo.or.jp/adviser/examination/shiken-taisaku.html>

Q. 学習に役立つための通信講座等は実施していますか。

A. 当協会主催の通信講座等はありませんが、協会ホームページにて試験対策講座を実施している機関等を紹介していますので、ご参考にしてください。なお、過去問解説講座も実施されています。

▶ <https://www.nissankyo.or.jp/adviser/examination/taisaku-kouza.html>

Q. 過去問題の入手方法を教えてください。

A. 2020年度以降の試験問題と正答（第1次試験のみ）を、協会ホームページに掲載しています。解説はありません。

▶ <https://www.nissankyo.or.jp/adviser/examination/kakomon.html>

Q. 受験勉強はいつから始めればよいでしょうか。

A. 協会ホームページに「合格者の声」を掲載しています。受験勉強の開始時期や学習方法の参考にしてください。

▶ <https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/voice.html>

Q. 第1次試験免除を申請します。第1次試験免除番号はどちらで確認できますか。

A. 前年度の「第2次試験結果通知」に記載しています。また、マイページの各種履歴—結果履歴でも確認することができます。わからない場合には、消費生活アドバイザー受験サポートセンターまでお問合せください。

Q. 最後まで受験申請の手続を行いましたが、手続完了のメールが届きません。

A. 迷惑メールフォルダやその他のフォルダに自動で振り分けられることがあります。「@cbt-s.com」でメールフォルダの検索をお願いいたします。

Q. 領収証の発行はできますか。

A. 申込完了後、2024年3月31日（日）まで、資格試験サイト内マイページトップの「領収証」ボタンからダウンロードすることができます。

Q. 大規模災害等により試験が中止となる場合、受験者にはどのように通知されますか。

また、返金手続はどのように行うのでしょうか。

A. 中止とする場合には、返金手続の詳細も含め協会ホームページに掲載するとともに登録頂いたメールアドレスにご連絡いたします。